

平成23年度第2回岡山県障害者施策推進協議会 議事概要

平成23年度第1回岡山県自立支援協議会

(開催要領)

- 1 開催日時 平成23年12月16日(金) 14:00～16:00
- 2 場 所 ピュアリティまきび 2階千鳥の間
- 3 出席委員名 (合計17名、敬称略、小池委員は両協議会の委員として重任)
(岡山県障害者施策推進協議会委員)(計13名、敬称略)
綾部 小百合、小田 眞弓、片岡 美佐子、岸 堅士、小池 将文、坂本 啓治、
永井 美代子、中島 洋子、永田 恵子、中山 芳樹、福島 忠雄、宗高 弘子、
(代理)平松 卓雄
(※徳弘昭博委員、森脇久紀委員 欠席)
(岡山県自立支援協議会委員)(計5名、敬称略)
小池 将文、花谷 武則、堀井 茂男、牧野 恭典、安田 和弘
(※中倉隆巨委員 欠席)

(議事次第)

1 開会

2 部長挨拶要旨

本日は大変御多忙の中、平成23年度第2回岡山県障害者施策推進協議会及び平成23年度第1回岡山県自立支援協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。岡山県障害者施策推進協議会の皆様方には、昨年来、貴重な御意見をいただいております。また、岡山県自立支援協議会の皆様方にお忙しい中、御就任いただきましたことを厚くお礼申し上げます。本日の議題についてでございますが、次第にありますとおり、第3期岡山県障害福祉計画(仮称)につきまして、御審議いただきたいと存じます。これにつきましては、障害者自立支援法に基づいて作成するものでございまして、障害福祉施策の数値目標の設定や障害福祉サービスの利用見込量を設定して、その達成に向けての施策を決めていくというものでございます。国においても10月31日に全体の方針案が示されましたので、県におきましても、現在の市町村の意見を聴いて素案を作ってきたところでございます。本日は委員の皆様はこの素案を御提示して、委員の皆様のお忌憚のない御意見を承りたいと考えております。また、のちほど御説明いたしますが、入院中の精神障害のある人の退院に係る新たな数値目標につきましても、記載しておりますので、併せて、御審議いただければと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。本日は、委員の皆様のお意見を伺いしまして、内容の充実を図っていきたくと考えております。御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

3 委員紹介

(山本総括参事が委員紹介)

4 議事概要

<議題1>第3期岡山県障害福祉計画(仮称)の素案について

◆会長

本日は障害者施策推進協議会と自立支援協議会の合同会議ということで、司会を努めさせていただきますが、よろしく申し上げます。では、早速、議事に入りたいと思います。第3期岡山県障害福祉計画(仮称)の素案につきまして、事務局から御説明願います。

◇古南障害福祉課長

(資料1に基づき、第3期岡山県障害福祉計画(仮称)(素案)の「第1章 計画策定の考え方」から「第4章 第2期岡山県障害福祉計画の実績」までを説明)

◆会長

ここまでの説明の中で御質問等がありましたら御発言いただきたいと思いますが、その前に、法定雇用率の算定の仕方が変わったとの説明がありましたので、そのところをもう少し詳しく御説明願います。

◇古南障害福祉課長

障害者雇用率は、分母には雇用されている人全体の数を、分子には障害のある人の数を入れて率を出すのですが、平成22年7月に改正がありまして、それまでは分子・分母ともに常勤の方の数のみを入れていたのですが、改正後は、分子・分母ともにパートなど短時間雇用の方も入れて算出するようになりました。このため、数値の変動が生じています。

◆会長

短時間雇用の方が影響を与えるほど多かったということですか。

◇古南障害福祉課長

週20時間以上勤務している方を算入するようになりましたので、分母の広がりが大きかったと思われます。

◆会長

これらの数値は全体をトータルしたものなので、障害種別ごとに見た場合にどのような状況かということは説明し切れていない部分もありますが、目標値に対する実績はこうであったということであろうかと思えます。そこそこ達成できているものと全く目標からはほど遠いものがありますが、こういった実績を踏まえて、また、岡山県の実情なども考慮して、次の章で新たな目標を設定するという流れであろうかと思

います。何か御質問等がありますか。

◆委員

就労移行の促進のところで、目標値が4.7倍であったのに対し、実績値は0.9倍であったということですが、厚生労働省の23年3月31日付けの就労移行支援事業所の全国平均が14%という数値が示されています。岡山県の65人という数値は、継続移行支援事業所、就労継続支援事業所A型及び就労継続支援事業所B型のパイに対し何%になるのですか。また、工賃倍増5か年計画は平成23年度で終了ですが、厚生労働省の平成24年度予算の概算要求で、工賃向上計画の予算計上をしています。おそらくこれは予算編成できるのではないかと推察されます。第2期計画の月額工賃の目標値は、障害基礎年金2級プラス工賃月額34,000円で10万円の収入があれば、グループホーム等で暮らしながら働くことができるのではないかと設定に基づいたものであったように思います。全国平均は、13,000円弱になっています。工賃の考え方は、月額で行くのか。時給で換算するののかという点について、送迎時間を考えれば時給換算をする必要があるのではないのでしょうか。第1点目は、移行支援支援事業の国の14%に対し、県は何%か。第2点目は、工賃を考える上で、最低賃金の時給ベースで考えるべきではないか。この2点について、お伺いしたいと思います。

◇古南障害福祉課長

一般就労移行者数については、目標の333人に対して、65人という実績でしたが、これに相当する全国の達成状況につきましては、平成21年度で1.7倍でありました。14%というのは何の数値かはよく分かりません。数値目標設定の基礎となった平成17年度の一般就労移行者数の71人というのは、同程度の規模の他県に比して、あるいは、前後の年度の本県の数値と比して、非常に高い数値となっており、たまたまこの年だけ、高い数値となっていたということもあるかも知れません。国の指針では、平成17年度の数値に対して4倍程度の目標を立てることを薦めていたのですが、さらに上乘せして4.7倍としており、333人に対して、65人という結果となっています。就労移行支援の利用者数につきましては、後ほど御説明しますが、福祉施設の利用者のうち、7.4%を就労移行支援事業所の利用者数とすることを目標として立てようと考えています。国の目標としては2割以上を目指すこととしておりますが、平成21年度の利用実績が5.6%であること、これに対応する全国平均が5.2%であることなどに鑑み、2割には及びませんが、7.4%を目標としようとしています。14%という数値はよく分かりません。工賃倍増計画による工賃の引き上げに関しましては、委員がおっしゃいましたように障害基礎年金と合わせることで暮らしていける工賃水準ということで34,000円としており、理論的には正しかったと思うのですが、5年間で一挙に34,000円まで引き上げるということには無理があったかも知れないと考えています。その後の経済情勢の悪化なども追い打ちをかけることになったのではないかと思います。工賃倍増5か年計画が終了することに伴う引き続きの支援につきましても、国の支援が続くであろうことを見込

んで工賃の向上を目標として掲げようと思っています。また、時給換算することの是非につきましては、労働の評価という観点からは良い視点であると思うのですが、1か月にどれだけもらえて、それで社会で生活できるのかという視点からすれば、障害のある方が1か月にどれだけの収入が得られているのかという平均工賃月額という視点もあるのではないかと思います。視点を変えると委員の言われていることも意味のある比較であると思います。

◆委員

旧授産施設においては、最低3,000円という線引きをしています。全国のセルフ協での議論では、最低3,000円というのは就労継続支援のベースたり得ず、せめて最低賃金の3分の1から4分の1以上は必要であるという意見が集まっており、4分の1で計算して、1日6時間福祉的就労をした場合、1月で22日労働するとして、だいたい24,000円ぐらいになります。そこぐらいを目標値に上げたら良いのではないかという意見が出ております。ただ、知的障害の施設からは3,000円でも高いという御指摘もあり、そのあたりも踏まえて、岡山県における工賃向上の目標額を設定していただきたいと思います。

◆会長

そのほかに何かありますか。

◆委員

法定雇用率については、厳しいながらも全国平均を上回る水準にあるのに対し、特別支援学校からの就職率は全国平均を5～6ポイント下回っている状況が生じています。これだけの差が生じている原因は何でしょうか。

◇黒山特別支援教育課長

特別支援学校の就職率につきまして、特にこれが原因というものは無いのですが、就職率の低いことの裏返しとしては、施設の利用者の方が多いうことが言えるのではないかと思います。以前でしたら、就職率が高い時期もあったのですが、産業構造の変化などにより働く場の確保が難しくなっていることが言えると思います。施設という点では岡山県は充実している県ではないかと思うのですが、そういったところで施設を利用して働く力を付けて、就職へ移行して行かれるという方もおられると思っています。特別に岡山県がこういう理由で低いということではありませんけれども、そういう状況があると思っています。それについては、今後、就職率を上げていく方向で取組を進めようとしていますし、特別支援学校の中の教育でも就労を希望する生徒に職業教育にもう少し力を入れて、生徒の力を付けていこうという取組をしているところでございます。

◆委員

障害のある人をたくさん雇っている企業からの要望がありますので、読ませていた

だきます。特別支援学校における校外職業実習時の要望について、年々、特別支援学校からの職業実習の要望が増えています。発達障害の増加とともに爆発的に増えています。企業の実習は就労に向けて大変に重要なことであると思います。今では企業の社会的責任として、実習を受け入れることが求められています。しかし、景気の低迷と企業の廃業などにより実習先の確保に大変苦慮している状況であると思います。提案ですが、特別支援学校の企業実習について、いくらのお金で補助をしてはどうでしょうか。実習先の開拓にも有効であると思います。いかがでしょうか。

◆会長

はい、そういう御要望があるということは受け止めていただきたいと思います。それでは、引き続き、第5章の目標の設定以降について、事務局の方からお願いします。

◇古南障害福祉課長

(資料1に基づき、「第5章 目標の設定」から「第9章 計画の推進体制」までを説明)

◆会長

目標の設定から目標達成のための方策につきまして説明がありましたが、今の説明につきまして、何か御意見等ありますか。

◆委員

精神障害のある人は土日に症状が出る場合があります。そのような場合には、基幹型地域相談支援センター「ゆう」で相談に応じてもらっているが、電話が通じにくい状況があり、改善をお願いしたい。

◇則安健康推進課長

「ゆう」での相談事業は実績も上がってきており、この事業は今後も継続していきたいと考えています。また、患者さんへの対応を地域医療機関へもお願いしたいと考えており、働きかけもしていきたいと考えています。さらに、日中の地域活動も充実させていきたいと考えています。

◆会長

そのほかにありますか。

◆委員

精神障害のある人の数値目標について、短期入院者の退院促進は現に退院率の向上が図られており、目標を達成できるかどうかは別として、改善を図ることはできると思うが、5年以上かつ65歳以上の退院者数を増加させようという目標については、達成できればそれに越したことはないのですが、どういう方がおられて、どういうところへ帰れるのかという調査結果がおありでしょうか。そのあたりの御説明をお願い

します。

◇則安健康推進課長

目標設定につきましては、国の方からこういう方針が示され、着眼点1及び着眼点2につきまして、目標値を設定したところです。着眼点1の方は分かりやすく、岡山県では関係の皆様のご御努力もあって、全国よりも高い状況にあり、これをさらに向上させたいと考えております。次の5年以上かつ65歳以上の退院者数につきましては、こういった患者さんの退院を促進していこうという程度の情報しかございませんで、こういう方々に対して、なぜ強く働きかける必要があるのかといったことにつきましても、国の情報を収集しながら、足並みをそろえて、全ての方々が本当に望む生活ができるよう退院促進、地域定着を進め地区必要があると考えています。

◆委員

以前に7万人削減計画というのがありましたが、5万人、あるいは3万2千人という実態がありました。病院としては、帰りたい人には帰ってもらいたいという思いはあるのですが、帰れる場所がないのに帰せと言われても困るわけです。統合失調症の人の退院率は高まりつつありますが、65歳以上の方、あるいは、認知症の方は増えています。そのあたりの方が帰れる場所があれば良いのですが、帰れる場所がないのに帰せ帰せと言われても困るわけです。そのあたりを踏まえた案にしていきたいと思います。帰る場所を作ると書いていますが、実際にはヘルパーを派遣すれば良いというレベルではない人がいっぱいいるわけです。そのあたりのことを付け加えていただければ良いのではないかと思います。

◇古南障害福祉課長

65歳以上で問題になっているのは認知症の方であると伺っています。その方が病院から出て行ってどこに帰るのかということになりますと、介護保険の日中グループホームであるとか、そういう計画とリンクしていかなければならないということがあって、国の方では認知症に対して、新たな保健医療体制の構築に向けた検討を進めることにしていたらしいのですが、検討チームとして、第3期計画に間に合うように方向性を打ち出してくることができない状況になっています。介護保険の側においては、現在策定中の5期計画には盛り込むことができず、次回の第6期計画において取り組むこととしているところです。今回の第3期計画の進行に合わせて、土台固めを検討していくという形となるので、含みを持たせた形とすることを考えています。

◆委員

パーセンテージだけ言われても本当は困ると思います。帰すところとして、老人ホームや特養を単に増やせば良いのかということもあり、地域移行と言っても施設に帰るのか本当に自宅に帰れるのかという点が大きな問題になると思います。そのあたりを配慮した計画を立てていただくようお願いしたいと思います。このまま書いていただいても困ると思います。国が言ってるから、それを目標にしてやっていくという

程度のものですね。これは。

◆会長

このへんはなかなか難しいところで、認知症の方にとって入院という形は望ましくないという世界的な潮流があることは確かで、認知症への対応は、病院ではなく、地域で受け入れれば、認知症の進行を遅らせることができるという意見もあるのですが受け皿をどうやって確保するのかという問題があります。認知症の方についても、病院で受け入れているという実態があるのでしょうか。

◆委員

認知の周辺症状で精神病院を訪れる方は多数おられます。良くなって帰られる方もおられるのですが、留まっているというのが現状です。だんだんと認知症病棟が満床になっているというのが現状です。

◆委員

岡山県下に重心登録をしている方が平成22年度の統計で959名いらっしゃいます。うち在宅の方が564名です。また、重心登録をしていない方も結構いらっしゃいます。施設等に入所されている方が395名おられ、地域への移行ということで、それぞれのふるさとに帰って、医療サービスを受けながら生活をするのが理想であると思っておりますが、そのお子さんたちが我が家へという話にはなりにくいというのが現実でございます。重症のお子さんの帰り場所ということで、一つにはケアホームという選択肢もあると思うのですが、現実的には難しいという思いがいたしております。今現在特別支援学校に在籍しているお子さんたちは、肢体不自由のお子さんが多く、保護者の気持ちとしては、自分たちが若いうちは通所の生活介護のサービスを受けながら、生活を作っていくってあげたいと思っておりますが大勢であるわけです。やがて、保護者の方が高齢になったときのための地域の受け皿の充実をお願いしたいと思っております。お子さんたちの進路先の希望は8割～9割が生活介護事業を希望しており、7割ぐらいのお子さんが岡山市又は倉敷に居住地を持っています。そうした受け皿が枯渇しているのが現状であり、生活介護事業の充実、また、入所施設の充実をお願いしたいと思います。

◇古南障害福祉課長

特別支援学校、特に肢体不自由児部門にいらっしゃる生徒さんの進路先につきましては、特別支援学校にも御協力をいただいて、5年後ぐらい先を見据えて、市町村ごとのデータを出していただき、これを市町村に資料提供して、必要見込量を積算していただいた経緯がございます。基準該当サービスの活用も視野に入れて、必要量を充足させていくということを計画の中に盛り込んでおり、また、レスパイトの視点から短期入所サービスの充実を入れたりして、その確保を図ることとしております。

◆委員

重度の知的障害や重度の広汎性発達障害、あるいは重度の行動障害のあるお子さんが高等部を卒業した後、生活介護に行かれるのですが、生活介護の受け皿が本当に短期になっていて、曜日によって施設を変えながら受け入れてもらっており、一括化はできないかと相談してもらいがあかない状態になっています。重い人をどうやってケアしていくのか、地域移行が本当に幸せなのかという問いかけがなされています。地域移行の中で、その人たちの安定が壊れていっています。今安定している人もやがては体力が弱っていくという現実があります。そういった人がじわじわと増えていき、親御さんの高齢化も進んでいきます。そういう人たちの処遇は障害者自立支援法の障害程度区分という分類だけではなく、もっと別の新しいシステムを障害福祉計画の中に盛り込んでいただけたらと思います。もう一つは、B型の平均工賃の関係ですが、年金の2級は療育手帳を所持している人全員に出るわけではありません。年金のガイドラインにおいて、福祉的就労をしていると書くと年金は3級に落ちてしまいます。年金と平均工賃を組み合わせると生活を作るというストーリーを描くのであれば、年金のガイドラインも見直す必要があります。これは国の問題であるのかも知れませんが、そういう問題があるということも知っておいていただきたいと思います。

◆委員

地域定着支援につきまして、地域定着支援加算がつくことについて、特段の配慮をお願いしたいと思います。また、広汎性発達障害、とりわけアスペルガー症候群については、療育手帳を交付してもらえません。療育手帳は各都道府県の制度であり、コミュニケーション障害の人の手帳の交付につきまして、更生相談所へ障害の重さではなく、社会との関係性に着目したICFに基づいた手帳交付について御考慮願いたいと思います。

◆委員

いくつかの県では手帳の交付対象となる範囲を広げているという話を聞いています。アスペルガーの人は精神保健福祉手帳の交付対象となりますが、幼児期の人には精神保健福祉手帳の交付を申請することを薦めてはいません。幼児期には社会性が非常に幼いのですが、だんだんと伸びてきて、青年期には環境がうまく合えばよく働く人もいるわけで、県において手帳交付のガイドラインをよく考えていただきたいと思います。私たちは中学校卒業までは手帳取得は考えないでというお話をしていますが、幼児期から手帳を出せといわれて困ったという話も聞いたこともあります。県としてのマニュアルを作っていただきたいと思います。

◆会長

障害の問題は、障害の種別、年齢、程度で全く違います。これを一つの障害福祉計画一緒に整理することになりますが、実際はニーズが全く異なっています。そのあたりをもう少し細かくどうあるべきかを検討していくことが必要であると思います。やたら計画が多く、膨大なエネルギーをかけて作るわけですが、達成できなかったからといって努力しましょうということに留まるので、きめ細かな実態把握を進める必要

がありますが、行政を担当している人が現場を知らなくなってきました。医学モデルから社会モデルに転換しようとしています、社会モデルのものさしを作るのは難しい状況もあります。トータルとしての数値目標を立てて、努力をしていくために、きめ細かな取組をしていく必要があると思います。そのほかに何かありますか。

◆委員

発達障害者支援センターの運営等について、目標と実績が大きく乖離しており、しかも計画数値も実績に合わせて落としていますが、発達障害が増えている中、これで良いのかという思いがあります。

◇古南障害福祉課長

発達障害のある人への支援体制を強化するため、市町村に発達障害者支援コーディネーターの市町村配置を進めており、平成28年度までには全市町村に配置することを目指しています。そのような中、発達障害者支援センターへの相談件数が減少していますが、初期段階での相談は市町村へ、もう少し高度な相談は発達障害者支援センターへという棲み分けがなされた結果であると理解していただきたいと思います。

◆委員

就労継続支援事業所A型の事業所はいずれも定員いっぱいですが、利用者数を増やす計画としています。これだけ増やそうとすれば、事業所を増やしていかなければなりません。サービス管理責任者の研修などはこれからも続けて行かれるのですか。

◇障害福祉課原総括参事

研修は続けて参ります。養成人数は毎年200人を予定しています。

◆委員

中途失明者へ歩行訓練や生活訓練を行う人材を県で確保していただきたいと思いません。

◇古南障害福祉課長

ピアサポーター的に視覚障害者協会でやっていた面もありますが、事業の進め方については、県の方で検討していきたいと思いません。

◆会長

まだまだ御意見があると思いますが、本日の御意見、パブリックコメント、関係団体の御意見を踏まえて、次回最終案を検討することとなります。本日のところはこれで終了させていただきます。

◇障害福祉課山本総括参事

小池会長、議事進行いただき、ありがとうございました。次回、第3回協議会は、2月8日（水）午後2時から、このピュアリティまきび内の会議室にて、開催を予定しております。おって開催案内等を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。委員の皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。